

令和2年度8月定例委員会

○ 日時：令和2年8月20日(木) 10：00～（議事）

○ 場所：地域活力センター 1F 会議室

出席：農業委員	中平紀善会長・上田和弘・谷川恵美・中岡勝寿・白石さかえ
推進委員	中平勝也・岡林勝・高橋正知・川上厚志・高橋亀一郎
事務局	川村幸司・宮岡慎太郎・中平知砂

事務局	定刻前ではありますが、皆さんお揃いですので8月の定例会を始めたいと思います。 今回、新しい委員さんになって初めての審議となります。 議題について、説明に当たっては少しずつ説明させていただきながらになりますので、ちょっとお時間いただく事になると思いますが宜しくお願ひします。 それでは、会長宜しくお願ひします。
-----	---

中平会長	皆さん、こんにちは。 大変、厳しい暑さが連日続いておりまして特に農作物も影響が出ておるような状況でございまして、なんとか恵の雨が欲しいと願つておるところではございますけれども週末には雨の予報になっておりまして、なんとかまとまった雨になる事を願っております。 先日の会におきまして、町長室に移動しましてご挨拶をさせて頂きましたので、推進委員に皆さんにご挨拶が遅れましたけれども、前回の会におきまして私が農業委員会の会長に選任を頂きました。 無力ではございますけれども、しっかりと取り組んで参りたいと考えておりますので、今後とも宜しくお願ひしたいと思っております。 さてコロナ感染症が拡大をしておりまして、なかなか終息の気配が見えない状況で経済的にも先行き不透明な状況が続いてございます。 農業におきましても農作物の低迷等ございまして、これからまた新たな戦略も考えていかなければならぬような状況にもなってございます。 そういう状況下にございまして、樋原町におきましても様々な問題を抱えてはおりますが、農業委員会としましてもそういう解決に向けてしっかりと取り組んでいただければならない訳でございますが、推進委員の皆さん方のご協力は必要不可欠でございます。 どうか今後ともご指導ご支援賜りますように宜しくお願ひ申し上げまして、簡単ですけれどもご挨拶とさせていただきまして開会とさせていただきます。 なお、本日は午後に全員研修会が須崎の方であるようになってございます。
------	---

	<p>重複にならうかと思ひますけれども宜しくお願ひ申し上げまして開会とさせていただきます。</p> <p>それでは、さっそく議案の方に移りたいと思います。</p> <p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請につきまして事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案の方を説明させていただきますが、今回新委員さんになられて初めての決議案提案になっております。</p> <p>なぜ、これをやるのか。審議についてどういう風に判断していくのかという部分を補足しながらなので、お時間取らせていただきたいと思います。</p> <p>貸人　　：</p> <p>借人　　：</p> <p>対象地　：</p> <p>第1号議案、3条の農地転用の許可申請について説明させていただきます。</p> <p>譲渡人、●●から●●、●●への6筆の農地を所有権の移転という事で渡される形になります。</p> <p>今回3条については、越知面の推進委員さんである川上厚志さんに現地を確認していただいて、非農地証明願の案件で一緒に中平会長にもいっていただきましたので2名の方で現地の方を確認させていただきました。</p> <p>この案件は、旧農業委員さんの中で前回7月17日の農業委員会の案件で議案としてあがっていましたが、前農業委員の森田呂弥さんと川上厚志さんで現地の確認をする中で3条申請にあがっている農地に対して、耕作ができるような状況ではない農地が1筆ありますと、そちらの方については非農地証明願という別の手続きに変更した方が良いのではないかと現地で議論になりました、保留案件として中平会長と川上委員に現地を確認してもらいました。</p> <p>その前に、事務局の方で●●と農地の確認等をして今回それを説明した案件です。</p> <p>許可申請書については、5月申請書を提出してもらっていたので会長名は前会長の山本正澄さん宛てです。</p> <p>●●から●●への譲渡でお金自体は発生しておりません。</p> <p>今回、議案としては実際に農地として継続的に使われるという所になりますので宜しくお願ひします。</p> <p>●●からの聞き取りですが、ご覧の通り●●は●●の方にいらっしゃる方で、管理や誰かに貸し付けをするような事もできないような状況ですので●●に全て登記したいという事で、農地については農業員会の判断という事になります。</p>

	<p>現地につきましては、●●は現在も水田利用されております。</p> <p>●●は●●宅の前の谷側の水田になります。</p> <p>●●は●●宅の下手の方になりますが、道沿いのところに主に花卉等を植えられている状況で耕作はされております。</p> <p>●●については、現地がかなり山の上で三分の一に木が生えている状況ではあります、残りの部分につきましては果樹系のもの、ブドウ等を植えられておりまして継続的にやりたいとお話しがありました。</p> <p>●●は段々になっておりまして、上段下段ともに果樹等を植えている状況です。現地確認は8月7日に中平会長、川上委員に立会していただきました。</p> <p>川上委員、何かご意見ありましたらお願ひします。</p>
川上委員	特に問題はありません。
事務局	はい。3条案件についてはこの1件だけですので会長、審議の方をお願いします。
中平会長	ただいま、事務局の方から説明をいただきましたこの件につきまして質問等ございましたらお願ひしたいと思いますが。
高橋（亀）委員	今、管理は●●がしますか。
事務局	そうです。
高橋（亀）委員	名義を変えるだけという訳ですよね。
事務局	そうです。実際には●●が耕作されているのは、現実です。
中岡委員	この訂正しているのは。
事務局	実際の申請の受付が5月にありまして、申請書の表面に捨印をいただいておりまして、これにより修正させていただいております。 特に規定があるわけではないですが、申請後に調査した時に修正があった場合その度にお越しいただいて修正するのは手間になるので、なるだけ手間を省くような形をとらせていただいてます。
中平会長	他にご質問等はございませんか。 ないようでしたら、第一号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご協議いただきます方の挙手をお願いいたします。
	挙手全員
中平会長	ありがとうございました。 第一号議案農地法第3条の規定による許可申請につきましては、ご決定をいたしました。 続きまして、第二号議案非農地証明願につきまして事務局からの説明をお願いします。
事務局	はい。第二号議案非農地証明願につきまして、今回2件出でおりますので1件

ずつ説明をさせていただきます。

願人：

対象地：

以上、●●の各地番が9筆について全て畠ですが、現地はすでに原野化、山林化、場所によっては宅地化にされております。

ご覧のとおり、20年以上農地として使われていない事実が発生しております。場所については、遠方でしか見えない場所もありましたが中平会長と川上委員に順番に確認していただきました。

(写真を見ながらそれぞれの地番を説明)

次に、●●の案件です。

願人：

対象地：

登記地目：

現況地目：

面積：

場所は●●の集落に入る登り口の新しいトンネルが出来ているところです。

●●が宅地を建設予定されていて、候補地として親戚筋である●●から土地を譲っていただいて家を建てようと考えているようです。

登り口に道が入っていて、町が地元要望で開設した道ですが分筆作業が完了していません。

詳しい確認はとれてないですが、分筆作業の前に所有者と人々の所有者が亡くなって同意が取れず公衆用道路がある中で、分筆作業がされないままになっております。

	<p>これに対して●●が相続しておりますが分筆はされておりません。</p> <p>分筆作業が終わってからそれぞれの番地が確定してから、その内的一部が畠になりますので、それに対して非農地証明願を提出してください、と●●に話をしていましたが施主さんとの間で建設準備を進めていることが分かりました。</p> <p>●●に対して何の手続きもなしで家を建てる、施主さんが金融でお金を借りようとした時に許可がでません、大丈夫ですか。</p> <p>言う話をしたら手続きを今からしますという事で工事を止まっています。</p> <p>土地自体は、相当前から使用されておりませんし、農地として再開するのは難しいと考えられます。</p> <p>農業委員会では分筆後に非農地証明願を出すつもりで話を進めていましたが、土地家屋調査士から着手に関して、できるだけ早い状況で進めていきたいので分筆される前の状態で非農地証明願を出せないかとの依頼があり、農地でないこの証明は出せるが、その後の地目に関しては公衆用道路であるのか原野になるのかは申請者の申請方法とします。</p> <p>法務局の方がこの大きい筆を非農地として認めなければ分筆後に出しなおします、という事になります。</p> <p>農業委員会としては、公衆用道路があり原野がある状況ですので農地ではないという判断はできると思いますので申請自体を受理させていただきました。</p> <p>それと、この農地については農業委員会とは関係ありませんが、●●は国の指定の文化的景観になっておりまして、当然ながら文科省の方に届け出が必要となっております。</p> <p>それにあたっては指定した時に選定委員さんがいらっしゃるようで、意見徵収をしないといけないそうです。</p> <p>農業委員会としては非農地を出したあと、特にかかる事がないですが手続きの順番的な問題はありますけど、非農地として証明をしてほしいと届け出がでましたので審議していただきたいと思います。</p> <p>以上2件が非農地証明願の案件です。</p> <p>現地の方は●●が川上厚志さんと会長、●●につきましては高橋亀一郎さんと会長で確認していただいておりますので会長、何かご意見ありましたら宜しくお願いします。</p>
中平会長	この件につきまして川上さん何かありましたら。
川上委員	いえ、ありません。
中平会長	もう一方は高橋亀一郎さん。
高橋（亀）委員	家が建つとかは別にして農地には有り得ないと思います。
中平会長	他のみなさんでご質問はありませんでしょうか。
高橋（正）委員	●●は宅地というのは。

事務局	宅地自体が隣接地になっておりまして、家の敷地内の庭とさせてもらうと思いまして宅地とさせていただきました。
高橋（正）委員	建物は。
事務局	建物はないんですけど、原野でも雑種地でもないという事で庭として使用している場合は宅地扱いになりますが、非農地証明願はこちら判断するのではないので本人が宅地で出した方がいいんじゃないかという事でした。
中平会長	よろしいですか。他に何かございませんか。 ないようでしたら、第二号議案の●●の非農地証明願の案件につきましてご協議いただきます方の挙手をお願いします。
	挙手全員
中平会長	はい。ありがとうございました。 続きまして、2件目の●●の案件でございますが事務局からの説明がありましたように、若干懸念される部分もありますが農業委員会としては非農地としての対応をせざるを得えないと思いますが、これにつきましてご承認していただける方の挙手をお願いします。
	挙手全員
中平会長	ありがとうございました。 第二号議案につきましては原案通り挙手全員です。 続きまして、第三号議案農振農用地除外申請につきまして事務局の説明をお願いします。
事務局	はい。第三号議案、農振農用地除外申請についてです。 申請者： 申請地： 地目： 現況： 面積： 転用の目的： この土地は元の所有者の方が亡くなられて、●●に相続されて相続が終わった段階で墓地の話を進めています。 現地は雑草が生えて更地にはなっている状況で、建設予定地の方も杭打ちも終わっています。 こちらは一部農地から宅地に重なっている部分があります。 現地の方は高橋亀一郎さんに立会していただきました。 実際に農地としては利用されていない場所ではありますが、ここに筆がものす

	<p>ごく大きくて登記は畠ですが田んぼをやってます。</p> <p>昨年までは中山間の交付対象でしたが、今回は対象から外しており大きい1枚の面積でその一部を分筆して墓地にしたいとの届け出が出ております。</p> <p>(事業計画の説明)</p> <p>保健所の手続きも環境整備課とも連携しながら、この半年後に4条申請が出てきた際には日付等を合わせながら保健所の許可も取っていくという事です。</p> <p>周囲の方の同意も許可を得ていますので、これは保健所の手続きでも必要になりますので同じもの写しとして頂いております。</p> <p>申請者 :</p> <p>申請地 :</p> <p>地目 :</p> <p>現況 ;</p> <p>面積 :</p> <p>川西路の畠の場所に墓地を、お墓の移動になりますけど申請をいただいております。</p> <p>こちらの方も墓地の手続きを同時並行で行っており、周囲の方の同意についてはいただいております。</p> <p>(事業計画説明)</p> <p>現地は以前にビニールハウスが建ってまして、その延長に墓床を移動させて建設したいとの予定です。</p> <p>農振農用地除外の説明は以上です。</p> <p>現地はいずれも高橋亀一郎さんに立会していただきましたが高橋さん、何かご意見ありましたらお願いします。</p>
高橋(亀)委員	問題ありません。
事務局	はい。会長宜しくお願ひします。
中平会長	事務局からの説明について何かご質問等がございましたら。
	質問なし。
中平会長	ないようでしたら、第三号議案農振農用地除外申請につきまして、2件ありますが2件一緒にお願ひしたいと思いますが、この件につきましてご承認いただきます方の挙手をお願いします。
	挙手全員
中平会長	はい。ありがとうございました。 それでは、第三号議案農振農用地除外申請につきましては原案通り決定いたしました。

	以上をもちまして、議案審議につきましてはそれぞれご審議をいただいたところでございますが、事務局の方で何か他にありませんか。
事務局	毎月の定例会の日程を固定にしたいと思います。 毎月第四の金曜日で午前9時からを基本にさせていただくという事で、11日頃に現地確認のある推進委員さんには連絡をさせてもらい調整しながら、それがある時には必ず出てほしい、それ以外は欠席したい場合だけ連絡をお願いします。
中平会長	以上で8月定例会を終了したいと思います。 大変熱心に慎重審議いただきまして誠にありがとうございました。 来月は9月25日の予定となります。 どうも、ご苦労様でした。
	議事録署名